

## 令和3年度各部定期監査（後期）指摘事項措置状況報告書

### 1 指摘事項

#### (4) 契約事務における事務処理を誤っていたもの

指 摘 事 項	
ア 複数の契約事務において、見積徴取を1者とする理由が適切でなかった。 (生活衛生課)	
所 属 名	措 置 状 況
生活衛生課	目黒区契約事務規則に則り、複数の事業者から相見積もりをとることを基本に、やむを得ず1者とする場合には、正確に分かりやすく適切な理由を記載する。

指 摘 事 項	
イ 複数の契約事務において、見積書や納品書が保存されていないものがあった。 (碑文谷保健センター)	
所 属 名	措 置 状 況
碑文谷保健センター	保存すべき書類の管理を徹底し、再発防止に努めるよう課内周知した。今後、紛失することが無いよう、机の上の整理や誤収納が起きないようにファイリングの仕方などの検討・点検を行う。

#### (5) 事案決定に基づく事務処理を誤っていたもの

指 摘 事 項	
助成金の交付決定者は、目黒区事案決定手続規程により金額に応じて区長から課長まで定められているが、助成金の金額にかかわらず交付が課長により決定されていた。 (健康推進課)	
所 属 名	措 置 状 況
健康推進課	新型コロナ感染症対応として緊急かつ臨時的に行った事業であり、事案決定手続規程の確認が不十分であった。 指摘を受け部内及び課内で情報共有し、今後は、新規事業の立ち上げ時だけでなく、日頃から事案決定手続規程等関係規程の確認を徹底する。